

青 色 情 報
---------

## I. 源泉所得税個別相談会

月・日	時 間	会 場
7 月 4 日 (月)	午前 10 時 ～ 12 時 午後 1 時 ～ 4 時	じばさん三重 4 階 研修室 2
7 月 5 日 (火)		じばさん三重 2 階 研修室 4
7 月 6 日 (水)		じばさん三重 4 階 研修室 2

〔持 ち 物〕 平成 28 年度分並びに平成 27 年度分源泉徴収簿、納付書

※注意※ 納期限は 7 月 1 1 日 (月) です。 納付書は源泉徴収税が『0 円』の場合でも税務署に提出する必要があります。

## II. 平成 28 年度 所得税の主な改正事項

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。(詳細は、「平成 28 年度分所得税の改正のあらまし」又は、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】でご確認下さい。)

### 1. 事業所得関係等

(1) **減価償却制度 (所法49等)** について、平成28年4月1日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止されました (所令120の2等)。

《適用関係》この改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます (改正所令附則8①)。

なお、所要の経過措置が講じられています (改正所令附則8②③)。

(2) **中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例 (措法28の2)** について、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました (措法28の2①)。

### 2. 国税通則法関係

(1) **延滞税 (通則法60～63)** について、申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告 (以下「増額更正等」といいます。) があつた場合における増額更正等により納付すべき税額 (その申告税額に達するまでの部分に限ります。(2)③において同じです。) について、その申告により納付すべき税額の納付日の翌日から当該増額更正等までの間 (減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除きます。) は、延滞税を課さないこととされました (通則法61②)。

《適用関係》この改正は、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます (改正法附則54②)。

(2) **加算税制度 (通則法65～68)** について、次のとおり見直しが行われました (通則法65、66、68)。

① 調査対象税目、調査対象期間等の一定の事項の通知以後、かつ、その調査があつたことにより更正又は決定があるべきことを予知 (②において「更正予知」という。) する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合 (改正前：0%) については5% (期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%) とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合 (改正前：5%) については10% (納付すべき税額が50万円を超える部分は15%) とする。

② 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定等 (以下「期限後申告書の提出等」という。) に係る無申告加算税 (更正予知によるものに限る。以下同じ。) 又は重加算税について、その期限後申告書の提出等があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目につい

て無申告加算税又は重加算税を課されたことがある場合には、その期限後申告書の提出等に係る無申告加算税の割合（15%、20%）又は重加算税の割合（35%、40%）は、それぞれその割合に10%加算した割合とする。

- ③ 上記(1)の延滞税の計算期間の見直しに併せて、増額更正等により納付すべき税額（減額更正が更正の請求に基づくものである場合を除く。）については、過少申告加算税を課さないことを明確化する。

《適用関係》この改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されず（改正法附則54③）。

### 3. その他

(1) 税務関係書類における個人番号（マイナンバー）の記載（通則法124等）について、次の見直しが行われました。

- ① 提出者等の個人番号を記載しなければならないこととされている税務関係書類（申告書及び調書等を除く。）のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しない（所法10③、57②、措令2の6①、25の13の2②、所規55一等）。

イ 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類（例：所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出書）

ロ 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類（例：非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座移管依頼書）

《適用関係》上記イの改正は、平成29年1月1日以後に提出すべき書類について適用され、上記ロの改正は、平成28年4月1日以後に提出すべき書類について適用されます（改正法附則4、6、改正措令附則4①、10①、改正所規附則6等）。ただし上記イの書類については、平成29年1月1日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めてその記載を求めないこととされました。

- ② 個人が次に掲げる告知又は特定口座開設届出書等の提出（以下「告知等」という。）をする場合において、その告知等を受ける者が、その告知等をする者の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該告知等をする者は、当該告知等を受ける者に対して、当該告知等をする者の個人番号の告知又は特定口座開設届出書等へのその者の個人番号の記載を要しない（所法224①等）。

イ 利子・配当等の受領者の告知（所法224①、所令336④）

ロ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知（措法37の11の3④、措令25の10の3）

ハ 国外送金等をする者の告知書の提出（国外送金法3①、国外送金令5②）等

《適用関係》この改正は、平成28年4月1日以後に支払の確定する利子・配当等又は同日以後に特定口座開設届出書等の提出をする場合などについて適用されます（改正法附則19、71等）。

- ③ 給与等又は公的年金等の支払者に対して、給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、退職所得の受給に関する申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養控除等申告書等」という。）の提出をする場合において、その支払者が当該扶養控除等申告書等に記載されるべき当該扶養控除等申告書の提出をする者、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿（一定の申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出をする者は、当該扶養控除等申告書等に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しない（所法198⑥、203の5⑨、所規76の2⑩、77②、77の4⑦）。

《適用関係》この改正は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等、退職手当等又は公的年金等に係る扶養控除等申告書等について適用されます（改正法附則18②③、改正所規附則9）。